

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月15日 11時06分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港東南東方沖 岩屋港北防波堤東灯台から真方位107°1.6海里付近 (概位 北緯34°35.0' 東経135°03.2')
事故の概要	遊漁船明石丸は、南進中、また、遊漁船チキチキマシンは、船首を南方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 明石丸、4.9トン HG3-60195（漁船登録番号） 個人所有 第260-50362号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 チキチキマシン、2.1トン 260-46888大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 太陽の高度及び方位：高度 46.1°、方位 165.6°
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、流し釣りを 行っていた。 船長Aは、潮上りしようとして操舵室で立った姿勢で手動操舵により南進中、衝撃を感じ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突したことを知った。 船長Aは、B船の船外機が損傷して航行不能になったことを確認後、118番通報した。 A船は、付近を航行していた遊漁船にB船がえい航され始めた後、自力で兵庫県明石市明石港に帰港した。 船長Aは、釣り客に釣果がなかったので早く潮上りして釣らせようとしていた中、南進中に船首方も見ていたつもりであったが、魚群探知機の表示をいつでも確認できるようにサングラスを外していたので、太陽光の海面反射で船首方が見えにくく、B船を視認できていなかったと本事故後に思った。

	B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、釣り客 6 人を乗せ、船外機を前後進にかけながら船首を南方に向けて漂泊し、遊漁を行っていた。 船長 B は、船尾方から A 船が向かって来ることに気付いていたが、いつも航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるので、A 船が B 船を避けてくれると思い漂泊を続けていたところ、船尾部の釣り客から A 船が近づいていると声を掛けられて船外機を前進にかけたが間に合わず、B 船と A 船とが衝突した。 B 船は、付近を航行していた遊漁船にえい航されて、大阪府堺市所在の係留地に戻った。
分析	A 船は、南進中、船長 A が、太陽光の海面反射で船首方が見えにくい状況下、サングラスを外した状態で船首方を見て航行の支障となる他船はいないと思い航行を続けたことから、前路で漂泊中の B 船に気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。 船長 A は、釣り客に釣果がなかったので早く潮上りして釣らせようとしていたことから、魚群探知機の表示をいつでも確認できるようにサングラスを外して航行を続けたものと考えられる。 B 船は、船首を南方に向けて遊漁を行いながら漂泊中、船長 B が、接近する A 船に気付いた際、航行中の他船が漂泊中の B 船を避けてくれると思い漂泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採る時期を逸し、A 船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A 船が南進中、B 船が船首を南方に向けて漂泊中、船長 A が、太陽光の海面反射で船首方が見えにくい状況下、サングラスを外したまま船首方を見て航行の支障となる他船はいないと思い航行を続け、また、船長 B が、接近する A 船に気付いた際、航行中の他船が漂泊中の B 船を避けてくれると思い漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、太陽光の海面反射により見張りに支障があると感じた場合、他船を見落とすことがないようにサングラスを着用するなどして適切な見張りを行うこと。 ・船長は、漂泊中、他船が自船を避けてくれると予断を持たず、自船に向かって航行する他船を認めた場合、余裕のある時機に機関を使用して移動するなどの衝突を避けるための措置を採ること。